

モニタリング調査の品質確保 に関する取組みについて

資料2-2

モニタリング調査の品質確保に関する取組みについて

モニタリング調査の品質を確保し、調査結果に対する信頼性を高めるための取組みを実施。

① 分析実施状況確認調査の実施

モニタリング調査の実施機関に対して、仕様書に基づき適切に分析作業が実施されているかを確認することを目的として、確認調査を実施した。

➤ 実施日

- ・令和3年3月8日(月)

➤ 調査項目

- ・書面確認 分析精度確認試験結果(ほう素)の確認
外部精度管理、内部精度管理の実施状況の確認
サーベイメータの日常管理方法の確認
- ・実地確認 測定用試料・標準物質・試薬の保管状況の確認
分析作業実施状況の確認等



分析実施状況確認調査の実施状況

② 令和3年度モニタリング調査の実施機関の選定

(1)令和3年度のモニタリング調査は、技術面も評価に加えて実施機関を選定(総合評価落札方式)

【技術面の評価項目】

- ・サンプリングや分析・測定に係る品質管理の方法。
- ・エネルギー補償型NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる空間線量率測定の日常の精度管理手法。
- ・モニタリング結果の妥当性の評価や解析手法。

(2)空間線量率測定に関する仕様書の記載

- ・使用する測定器は、本調査の開始直前に、メーカーなどによる精密な点検校正を受けた測定器2台を用意することが望ましい。
- ・ γ 線を利用したチェック用線源による日常点検により、測定器の維持管理を行う。